

裁判官の視点で、弁護士の
適切かつスピーディーな訴訟活動をナビゲート!

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

基本原則
権利の濫用編

加藤 新太郎・小林 康彦 編集

A5判・306頁 定価：本体3,900円+税



本書の特長

- ◆権利の濫用について判断された訴訟をベースに、系統的に整理した項目と設例を作成し、そこにあらわれる重要論点について、現在の判例法理、学説の議論状況を客観的に明示!
- ◆判例から想を得て作成された設例について、Basic Information、設例に対する回答、解説の順で解説し、法律実務家として知っておくべき実体法上、訴訟法上の問題点を明示!
- ◆当該分野に精通する現職の裁判官が、現在の裁判実務の実際について、相場観を含めて運用レベルの問題まで解説!

目次〔抜粋〕

第1 民法(財産法)と権利の濫用

- 1 借地権の対抗力
- 2 建物賃貸借の対抗力
- 3 隣家の日照・通風を妨害する建物建築と不法行為
- 4 景観利益の侵害による不法行為
- 5 継続的契約の解約
- 6 消滅時効の援用

第2 民法(家族法)と権利の濫用

- 1 内縁の夫の相続人による、内縁の妻に対する明渡請求
- 2 子の監護費用の分担の求め
- 3 親子関係不存在の主張
- 4 遺留分減殺請求権の行使

第3 会社法、労働法と権利の濫用

- 1 法人格の主張
- 2 株主代表訴訟の提起
- 3 使用者による労働者の懲戒
- 4 企業の人事権の行使
- 5 解雇

第4 民事手続と権利の濫用

- 1 訴えの提起
- 2 訴訟上の相殺の抗弁
- 3 請求異議事由としての権利濫用
- 4 取立権による債務者の生命保険契約の解約

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点
裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

契約編

家事・人事編

も好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

訴訟遂行上の問題発見のための法律実務家必読書！

内容見本

設例ごとに、[Basic Information▶設例に対する回答▶解説]の順に解説しています。

6 消滅時効の援用

設例 6

消滅時効を援用することが権利の濫用に当たり許されないとされることがあるか。あるとすればどのような場合か。

例えば、次の事例については、どのように考えられるか。
父の死亡に伴い、長男が遺産である農地全部の所有権をいったん取得したが、その帰属をめぐる親族間に争いがあり、家庭裁判所における調停により、長男から母に対し、その老後の生活保障と妹らの扶養及び婚姻費用等に充てる目的で一部の農地を贈与し、引き渡した。
母においては、二十数年これを耕作し、妹らの扶養及び婚姻等の諸費用を負担した。
長男は、母から農地法3条の許可申請に協力するよう求められたのに対し、許可申請協力請求権の消滅時効を援用した。

Basic Information

- 1 時効（民法第1編第7章）は、真実の権利状態と異なった事実状態が継続した場合に、その事実状態をそのまま権利状態として認めて、これに適合するように権利の得喪を生じさせる制度であり、社会の一般的な立場から制度が設けられている。
- 2 他方、時効によって権利を取得し、又は義務を免れる者が、そのような効果を受けることを望まないこともあり得るが、そのような場合にまで時効の効果を受けることを強いるのは妥当でない。そこで、民法は、時効の効力につき、時効により権利を取得し又は義務を免れる者が、そのような効果を受けようとする場合にだけ、確定的に発生するものとしている（時効の援用・民法145条、時効の利益の放棄・民法146条）。
- 3 消滅時効を援用することが権利の濫用に当たり許されない（民法1条3

項）と解される場合には、その者は時効により義務を免れることはできない。

4 なお、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同年法律第45号）とともに、第193回国会において、平成29年5月26日に成立し、同年6月2日に公布され、時効についても多少な改正が行われているが、時効制度の意義及び存在理由について従前の解釈を変更するような改正は行われていない（後記「5 補論」参照）。

設例に対する回答

- 1 消滅時効を援用した結果が妥当でなく、また、そのような結果を時効の起算点等の解釈によっても回避することができない場合において、債権者に権利行使の機会が与えられたことの趣旨を没却するような特段の事情があるときは、時効を援用することは権利の濫用に当たり許されない。
- 2 設例の事案においては、時効が完成した経緯において、債務者である長男が債権者である母の権利行使を強迫や詐術を用いて故意に妨げたというまでの事情は認められないとしても、親子間のことであり、また年齢等による力関係の格差もあって、母には具体的な権利行使を期待することが困難であったとみる余地も考えられる。こうした本件に固有の事情を踏まえると、この間権利を行使しなかったことにつき母に特段の具体的な落ち度があったのでなければ、長男による消滅時効の援用は、権利の濫用に当たり許されないものと解される。

解説

1 時効制度の意義及び存在理由

(1) 時効制度の意義

時効は、真実の権利状態と異なった事実状態が継続した場合に、その事実状態をそのまま権利状態として認めて、これに適合するように権利の得喪を生じさせる制度である。

◆裁判官から見た訴訟実務上
抜け落ちやすいポイントを
もれなく把握できます！

監護費用の分担の求め【設例6】

は、嫡出推定制度の本質を本構造を理解すること
が、親やその厳格性を緩和
する方法のヒントが多く
見られる。

（第一部）

◆実務で取り上げべき判例が的確にわかります！

◆参考文献で、更に深堀りできます。

係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、親子関係不存在確認の訴えをもって父子関係の存否を争うことはできない。」

この判決は、生物学上の父子関係が科学的証拠により明白に認められない場合についても、前掲平成12年最判(28050541)の判断枠組みにより、嫡出推定が及ぶと判断し、血縁説を採用しないことを明示するとともに、新家庭形成説的な考え方も採らないことを示しているものとされる。

(4) 検討

後に検討するように、監護費用の分担請求の権利濫用該当性の判断に当たり、生物学上の親子関係の不存在という事実が、重要な判断要素になると解す

本書収録中の判例には、判例データベース「D1-Law.com判例体系」の判例IDを記載しています。「D1-Law.com判例体系」をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

◆参考文献

- ・石井健吾「身分法研究」第15回」ジュリスト302号（1964年）58頁
- ・深谷松男「未成熟子扶養請求の準拠規定と法的方式」判例タイムズ550号（1985年）60頁
- ・沼邊愛一「未成熟子の養育費の請求の方法」沼邊愛一ほか編「家事審判事件の研究」(1)一般社（1988年）243頁
- ・棚村政行・私法判例リマックスno.45（2012年）54頁
- ・大伏由子「妻が、法律上の親子関係はあるが自然血縁関係はない夫に対し、離婚後の子の監護費用分担を求めることは権利の濫用に当たるとされた事例」速報判例解説00（2012年）95頁
- ・常岡史子「法律上の父に対する子の監護費用分担請求と権利の濫用」民商法雑誌145巻2号（2011年）115頁
- ・竹村壯太郎「監護親からの監護費用請求が権利濫用に当たるとされた事例」上智法学論集57巻1・2号（2013年）207頁
- ・梅澤彰「法律上の父に対する監護費用の分担請求と権利の濫用」法律時報85巻2号（2013年）126頁
- ・村東慶一「判批」戸籍時報681号（2012年）62頁
- ・中川淳「判批」戸籍時報690号（2012年）90頁
- ・高橋朋子「判批」ジュリスト1440号（2012年）86頁
- ・磯野弘樹「判批」法学教室判例セレクト2011(1)（2012年）23頁
- ・窪田充見「家族法（第2版）」有斐閣（2013年）69頁
- ・飛澤知行「時の判例」ジュリスト1474号（2014年）112頁

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規 民裁実務権利濫用

検索

CLICK!